

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 S 1 - 4
- 2 案件名 市営火葬場火葬炉修繕工事
- 3 案件場所 宝塚市川面字長尾山地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和3年(2021年)12月28日

5 契約相手方

住所：富山県富山市奥田新町12番3号  
社名：株式会社 宮本工業所

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本市の火葬炉設備の修繕は、その設備の特殊性から、向流燃焼式火葬炉の特許をもっており、機器の機能を熟知している製造元の上記業者しかできないため。

7. 問合わせ先

課名：生活環境課

内線：2605

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 2 - 2 7
- 2 案件名 市立安倉北小学校エレベーター更新工事
- 3 案件場所 宝塚市 安倉北5丁目 地内
- 4 契約期間 契約のあった日から  
令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市北区天満橋1丁目8番30号  
社名：三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
既存エレベーターの制御盤等の更新工事であるため、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用において、責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生ずるおそれがあるため。
7. 問合わせ先  
課名：施設課 内線：2188

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-26
- 2 案件名 焼却炉制御調節弁補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号  
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

### (指定理由)

本件は、既存設備との関連が深い部分の補修で、本市プラントの性能、特性、機能を熟知している必要があります。また、稼働開始から、30年を経ており、予期しない不具合が発生することが多く、限られた期間に、整備を確実に完了するためには、同じ方式の他プラントでの整備状況を熟知している必要もあります。

以上のことから本市焼却炉を設計建設した三菱重工業株式会社のメンテナンス会社で当施設の整備実績のある三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社との特名随意契約を行います。

7. 問合わせ先  
課名：管理課 内線：8288